

国立高等専門学校の法人化について （中間報告）

平成15年2月5日

今後の国立高等専門学校の在り方に関する検討会

目 次

はじめに	1
1．高等専門学校の目的・役割と現状	2
(1) 高等専門学校の目的と役割	2
(2) 高等専門学校の現状	3
2．法人化の意義・期待される効果	4
(1) 高等専門学校の個性化	4
(2) 高等専門学校の活性化	5
(3) 高等専門学校の教育研究の高度化	5
3．法人化の制度設計	5
(1) 基本的な考え方	5
(2) 法人の単位	7
(3) 根拠法等	7
(4) 各高等専門学校の位置づけ等	8
(5) 役員及び運営組織	8
(6) 職員の身分等	9
(7) 目標・評価	9
(8) 財務会計	10
おわりに	11

はじめに

「知の時代」ともいわれる21世紀において、人材大国・科学技術創造立国を目指す我が国にとって、知の創造と継承を担う大学の役割が高まるとともに、ものづくり基盤技術を支える創造性に富んだ実践的技術者の育成を担う高等専門学校の役割もますます高まっている。

国立大学の法人化については、教育研究の柔軟かつ活発な進展、各大学の個性化や競争的環境の創出等による教育研究の進展を期待して、「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」が発足し、独立行政法人制度の下で、大学の特性に配慮しつつ、国立大学等を法人化する場合の制度の具体的な内容について調査検討を進め、平成14年3月26日に最終報告がとりまとめられた。

本検討会は、平成14年7月、上記の「調査検討会議」の最終報告により、速やかに検討を要する課題とされた国立高等専門学校の法人化等について、有識者による検討を行うことを目的に発足し、独立行政法人制度の下で国立高等専門学校を法人化する場合の法令面や運用面での対応など具体的な制度の在り方について検討を進めてきた。具体的には、これまでの国立大学の法人化における検討を踏まえつつ、今後の国立高等専門学校の充実・発展を念頭に置きながら、国立高等専門学校の法人化の意義及びその制度設計について、高等専門学校の特性を中心に検討を進めてきた。

このたび、本検討会における審議の概要を以下のとおり取りまとめたので、「中間報告」として公表することとした。今後、本検討会においては、この「中間報告」に対して広く意見をいただき、それらを踏まえつつ、更に審議を進めることとしたい。

本検討会は、国立高等専門学校の法人化について、審議を行ったところであるが、今後の高等専門学校の在り方については、中央教育審議会において、高等専門学校を含めた高等教育全体の制度の在り方の観点から、審議が深められることを期待したい。

1. 高等専門学校の目的・役割と現状

(1) 高等専門学校の目的と役割

(目的)

高等専門学校は、我が国経済の高度成長を背景に工業発展を支える実践的技術者の養成を目指し、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」を目的とした、中学校卒業者を入学資格とする5年制の後期中等教育段階を含む高等教育機関として昭和37年に創設された。

高等専門学校教育の特徴は、中学校卒業後の早い段階から、実験・実習・実技を重視した実践的な技術教育や少人数クラス編成によるきめ細かな教育指導を通して、5年一貫の効果的な専門教育を行うことにあり、その教育効果は産業界から高い評価を得ている。また、我が国の学校制度としては独特の複線型の学校制度として、ユニークな発想を持つ人材養成を行っている。

(役割)

高等専門学校は、創設以来、時代の変化等に伴う社会のニーズに対応した学科の改編等を行いつつ、ものづくりの現場を支え、かつ新しい技術を創造し、発展させる人材育成を行う高等教育機関として極めて大きな役割を果たしてきており、現在の経済情勢においても、高等専門学校卒業生に対する求人倍率は高く、特に産業界の高等専門学校に対する期待は大きい。

高等専門学校の目的である実践的技術者の計画的養成は、まさに国の責務であり、制度創設当初から、国策として高等専門学校の整備が進められてきた。制度創設後40年を経過した今日においても、高等専門学校の果たすべき役割はますます高まっており、全国の均衡ある発展、教育の機会均等の確保、計画的な実践的技術者養成の確保の観点から、引き続き国が国策として一定の役割を果たしながら、今後とも高等専門学校の充実、発展を図ることが必要である。

(2) 高等専門学校現状

高等専門学校は、全国の各都道府県に概ね配置されている。制度創設の経緯から、実践的技術者の養成機関として位置づけられており、学問分野は工学及び商船学を中心に構成されている。また、入学定員は1万人弱となっており、小規模な学校種である。

高等専門学校は早くからものづくりなど専門的な技術に明確な興味や関心を持ち、適性を有する優秀な学生に対し多様な進路を提供し、創造性溢れるものづくり基盤技術を支える人材を養成している。また、高等専門学校が全国各地の製造業をはじめとする産業界に卒業生を継続的に輩出することにより、我が国の経済基盤を支えるものづくり基盤技術分野において担っている役割は大きい。

高等専門学校の卒業者の進路については、学生のニーズに応じ、ものづくりの現場感覚を生かした多様な進路が開かれている。具体的には、就職については、高い求人倍率と100%の就職率に見受けられるように産業界のニーズに応えており、卒業者の約6割を占めている。進学については、技術科学大学をはじめとする大学の3年次への編入学、平成3年度に創設されたより高度な教育研究指導を受けることを目的とする高等専門学校の専攻科への進学等があげられる。

多様な進路に応じた教育を行うため、技術科学大学をはじめとする大学の学部及び大学院における教育研究との連携が図られており、また、専攻科の整備を通じて各高等専門学校の教員の質の向上や本科を含む教育課程の再検討などの教育改善がなされている。

高等専門学校は、その教育内容を学術や産業の進展に即応させる観点から研究にも精力的に取り組んでいるところである。これまでに高等専門学校が蓄積してきた技術的成果などの普及については、現下の経済情勢もあって地域や産業界からの要請が高まっており、特に中小企業をはじめとする生産現場における技術相談、共同研究、インターンシップの推進など高等専門学校の教育・研究両面にわた

る産学連携機能の強化について、高等専門学校においても、きめ細かな取組を推進しているところである。

さらに、近年の大学、短期大学、高等専門学校の高等教育全般にわたる教育改革の取組に加え、工学を中心とした分野の類似性、校長のリーダーシップが発揮しやすい機動性の高い組織などの高等専門学校の特性を生かして、これまでもJ A B E E（日本技術者教育認定機構）による教育プログラムの認定制度に対する取組や学習指導要領改訂に伴う教育課程の改善などについて、積極的に、かつ国立高等専門学校全体として組織的に取り組んできた。

一方、これまでも指摘があった、高等専門学校の教員の流動性の確保、学外者の参画を含む校長の意思決定にあたってのサポート機能の強化、学生の発達段階、高等専門学校の特性に配慮した教育内容・方法の充実など高等専門学校が小規模なために解消されにくい課題も依然多い。

2 . 法人化の意義・期待される効果

以上のような高等専門学校の目的・役割、現状を踏まえると、独立行政法人制度の下で、高等専門学校を法人化することについては、以下のような、高等専門学校の個性化、活性化、教育研究の高度化という観点から、その意義・期待される効果は極めて大きいものと考えられる。

(1) 高等専門学校の個性化

組織、予算、人事などの面で高等専門学校の裁量を大幅に拡大し、その組織運営面での多様化、個性化を推進できる。

高等専門学校の個性が活かせる柔軟な組織編成

教員の多彩な活動を可能とする人事システム

地域社会等のニーズ等を踏まえた明確な理念・目標の設定による各高等専門学校の個性の伸長

(2) 高等専門学校の活性化

民間的発想の経営手法の導入など高等専門学校の活性化を推進できる。

学生、地域、近隣企業などの視点に立った学外者の参画による社会に開かれた運営システムの実現

教員の教育研究業績、特に教育業績に対する評価手法の導入とインセンティブの付与

民間的経営の発想や思考プロセスを活用した明確な目的指向による迅速な意思決定等

(3) 高等専門学校の教育研究の高度化

中学校卒業後の早期の段階から、ものづくりの現場感覚を身につけ、創造力を涵養する教育を行う高等専門学校の教育研究の高度化を推進できる。

第三者評価による教育研究の質の向上と競争的環境の醸成

評価の結果に基づく重点的な資源配分の徹底

専攻科の拡充、大学・大学院との更なる連携強化

3. 法人化の制度設計

(1) 基本的な考え方

高等専門学校は、「深く専門の学芸を教授すること」を使命とする高等教育機関である。また、我が国の国際競争力強化を図るためには、技術の急速な進歩と経済活動のグローバル化が進む中で、我が国の技術基盤を支え、国境を越えて活躍でき、技術革新を担う高い専門能力を有する質の高い技術者を養成・確保していく必要がある。

これまで国立大学の法人化は、前述の「調査検討会議」において検討がなされ、報告が取りまとめられたところである。国立高等専門学校¹の法人化にあたっては、国立大学との対比を踏まえつつ、高等専門学校の特性を生かした制度設計について検討する必要がある。

大学と高等専門学校を対比してみると、同じ高等教育機関であるものの、次のような制度上、実態上の相違がある。

(国立大学との対比)

大学の自治は、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究する」ことを目的とした大学についてその自主性を尊重する制度と慣行である。一方、高等専門学校は、中学校卒業者を入学資格とし、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」を目的とした5年一貫の教育機関であり、次のような仕組みがとられている。

長である国立高等専門学校校長の任免は、任免権者である文部科学大臣により行われていること。

教授会が置かれておらず、校長が権限と責任を持って意思決定を行う仕組みであること。

研究については「教育内容を学術の進展に即応させるため、必要な研究が行われるように努めるもの」としていること。

各国立高等専門学校は、実践的な技術教育や少人数クラス編成によるきめ細かな教育指導といった高等専門学校教育の特徴を反映し、入学定員が120ないし200人、学科数が3ないし5学科、教職員数は約百人強、予算規模も約十数億円と大学に比べ小規模な構成となっている。

また、工学と商船学に関する学科を中心に構成され、実践的技術者の養成と言う共通性を有しており学問分野としての多様性は大学に比べ限定されたものとなっている。

(2) 法人の単位

国立大学については、大学の運営の自主性・自律性を高め、自己責任を強める上で自然な形であり、また、大学相互の競争的な環境の醸成等に資することが期待できることから、大学ごとに法人格を付与することとしているが、一方、国立高等専門学校については、各高等専門学校の規模、分野等の共通性を考えると、高等専門学校ごとに法人格を付与とした場合、諸課題に取り組むには、人的、物的資源に制約があることから、必ずしも法人化によるメリットを十分に享受できない可能性がある。したがって、国立高等専門学校の法人化にあたっては、各高等専門学校が連合して諸課題に取り組むことにより、我が国の技術者教育の発展に資するという観点が重要である。

以上のような認識に基づき、55の国立高等専門学校が1つの法人格にまとまって、スケールメリットを十分に発揮し、組織、人事、財務等における資源の重点的配分・再配分及び教育内容・方法の充実など、各高等専門学校の充実と高等専門学校全体としての将来的発展に資することとする。

(3) 根拠法等

国立大学の法人化については、大学の自治を踏まえ、長の任命や運営組織、評価などにおいて独立行政法人通則法の特例を設ける必要があることから、国立大学法人法(仮称)を根拠法とすることとしているが、高等専門学校については前述のように大学とは異なる特性があり、その特性を生かすためには、根拠法としては「独立行政法人通則法」及び「個別法」とすることが適当である。法人の名称についても、1つの法人が全ての高等専門学校を設置することを表す名称として、例えば「独立行政法人国立高等専門学校機構(仮称)(以下、本中間報告において「新法人」という。)」が考えられる。

(4) 各高等専門学校的位置づけ等

1 法人の下に設置される国立高等専門学校は、これまで通りそれぞれが学校教育法上の独立した学校として高等専門学校の役割を果たしていく必要がある。高等専門学校の目的である実践的技術者の計画的養成は、まさに国の責務であり、今後においても、ものづくり基盤技術を支える創造性に富んだ実践的技術者の輩出の中核を担う重要な存在であることに変わりはない。さらに、国立高等専門学校は、国民生活に重要な関係を持つ機関であり、教育の機会均等の確保という憲法・教育基本法の要請とも関わることから、その設置等については、法令で規定することが望まれる。また、全国的な視点から地域や教育分野のバランス等を勘案する必要があり、高等専門学校の基本的な教育組織である学科の配置については、公私立高等専門学校とのバランスも考慮し、国が一定の関与をすることが求められる。

(5) 役員及び運営組織

法人の役員の構成としては、独立行政法人通則法の枠組みによるものとするが、運営組織については、各国立高等専門学校と法人全体の意思決定の調和を図ることが重要であり、その仕組みについて速やかに検討を進める必要がある。なお、その検討に当たっては各高等専門学校の個性化を一層進めるという視点が重要である。

また、大括りによる法人化のメリットを最大限引き出す観点から、法人本部を設置し、法人の事務全般（全体に係る人事・予算・施設・事業計画・評価など）及び国立高等専門学校が一体となって取り組むべき課題に関する企画調整を行うことを検討する必要がある。

経営面での法人の裁量の拡大、国民や社会に対する説明責任の重要性等を踏まえて、意思決定の各段階における学外の有識者の参画について十分配慮する必要がある。

(6) 職員の身分等

柔軟な雇用、給与及び勤務時間体系により、多様な人材の確保を図るとともに、「諸規制の大幅な緩和と裁量の拡大」という法人化のメリットを最大限活用し、教職員の能力を十分に発揮させるため、「非公務員型」とすることが適当である。

なお、「非公務員型」独立行政法人制度への移行に当たり、法人への移行時に既に国立高等専門学校に勤務している職員の処遇について、所要の法的措置を含め十分な配慮が必要である。

教職員の資質の向上や組織の活性化等を図る観点から、国立高等専門学校間の人事交流にとどまらず、国立大学法人（仮称）や大学共同利用機関法人（仮称）等との人事交流を積極的に進める必要があり、法人間の退職手当の相互期間通算などの所要の措置を講ずる必要がある。

(7) 目標・評価

文部科学大臣が定める中期目標及び新法人が定める中期計画については、各国立高等専門学校の個性化・活性化・高度化が一層進むような観点から法人運営がなされるよう十分配慮する。

中期目標・計画の期間については、社会のニーズや科学技術の進展等に機動的に対応するとともに、修業年限、教育研究活動の中長期的な視点の確保などを踏まえ、5年とする。

評価については、文部科学省におかれる独立行政法人評価委員会が法人運営全体に対して総合的な評価を実施する。その際、高等専門学校の特性・自律性に配慮し、新法人が行う自己点検・評価などを活用することが考えられる。

また、新法人が行う各国立高等専門学校の教育研究の状況の評価につ

いては、その教育研究の特性を踏まえ、大学評価・学位授与機構などによる評価結果を活用するなど適切な配慮が行われる必要がある。

(8) 財務会計

運営費交付金については、国立高等専門学校の財政構造が自己収入（主に学生納付金収入）が僅かであり、国費への依存度が高いという現状を考慮するとともに、組織規模や教育研究活動の状況等を踏まえた適切な算定方法を検討し、所要の財源措置を行うものとする。

新法人が行う運営費交付金等の配分にあたっては、各国立高等専門学校のインセンティブを高めるような仕組みが必要である。

税制面については、現在国税及び地方税において非課税措置等が講じられているところであるが、法人化後においても、国立高等専門学校の役割等にかんがみ、配慮が求められる。また、地方公共団体からの寄附金等については、国立高等専門学校の地方貢献等の状況を踏まえ、一定の条件のもとに可能とするべきである。

新法人の施設・大型設備整備については、国等から措置される施設費をもって基本的な財源とする。

各国立高等専門学校が移行前に現に利用に供している土地・建物は、原則として国から新法人に対し現物出資するものとする。

なお、現に利用に供している設備・備品等については、無償で引継ぐものとする。

おわりに

今回の国立高等専門学校法人化が、国、高等専門学校及び地元産業界をはじめとする地域社会の関係とそれぞれが果たすべき役割を問い直す契機となり、相互の連携の進展を通じて、国立高等専門学校が、我が国の将来を担うものづくり基盤技術を支える創造性に富んだ有為な人材の育成のため、一層の充実と発展を遂げることを期待するものである。

関係者にとっては、これまでに述べてきた高等専門学校の個性化、活性化、教育研究の高度化といった法人化の意義等が確実に実現されるよう、この報告に基づく制度設計の具体化及び実際の法人運営が行われることを切に望むものである。

今後の国立高等専門学校の在り方に関する検討会について

平成14年7月30日
高等教育局長決定

1. 目的

文部科学省に置かれた「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」においてなされた「新しい「国立大学法人」像について」の報告により、速やかに検討を要する課題とされた国立高等専門学校の法人化等について、有識者による検討を行う。

2. 検討事項

- (1) 国立高等専門学校を法人化する場合の法令面や運用面での対応など具体的な制度の在り方について
- (2) その他関連の事項

3. 実施方法

- (1) 別紙の有識者の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じ、別紙有識者以外にも協力を求める。

4. 実施期間

この検討会の実施期間は、平成14年7月30日から平成15年3月31日までとする。

5. その他

この検討会に関する庶務は、高等教育局専門教育課において行う。

今後の国立高等専門学校の在り方に関する検討会

- ・東 市 郎 函館工業高等専門学校校長
- ・小野田 武 前三菱化学顧問・日本技術者教育認定機構(JABEE)副会長
- ・黒 田 壽 二 学校法人金沢工業大学学園長
- ・西 垣 和 弓削商船高等専門学校校長
- ・西 永 頌 豊橋技術科学大学長
- ・根 本 實 佐世保工業高等専門学校校長
- ・服 部 賢 長岡技術科学大学長
- ・松 本 和 子 早稲田大学理工学部教授
- ・松 本 浩 之 東京工業高等専門学校校長
- ・四ツ柳 隆 夫 宮城工業高等専門学校校長
- ・米 山 宏 阿南工業高等専門学校校長
- ・渡 邊 隆 沼津工業高等専門学校校長

主査